

それでは、幹事に藤末健三君、那谷屋正義君、白眞勲君及び矢田わか子君を指名いたします。本審査会幹事会の申合せにより、会長が野党第一会派の幹事の中から会長代理を指名することとなつております。

会長といたしましては、会長代理に那谷屋正義君を指名いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時一分散会

十一月六日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法九条を変えず、憲法の平和・人権・民主主義をいかす政治の実現を求めるごとに關する請願(第二四号)

一、改憲発議に反対することに関する請願(第二五号)、(第二六号)

一、憲法第九条を守ることに関する請願(第二七号)、(第二八号)、(第二九号)、(第三〇号)、(第三一号)、(第三二号)、(第三三号)、(第三四号)、(第三五号)、(第三六号)、(第三七号)、(第三八号)、(第三九号)

第二四号 令和二年十月二十六日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和・人権・民主主義をいかす政治の実現を求めるごとに關する請願(第二四号)

請願者 北海道江別市 添田茂 外千三百

十七名

紹介議員 紙 智子君

二〇一七年五月三日、安倍晋三前首相は、突然「新たに憲法第九条に自衛隊の存在を書き込む」「二〇二〇年に新憲法施行を目指す」と述べた。この発言を受けて、改憲への動きが急速に強まっている。戦後七十年以上にわたって日本が海外で戦争をしてこなかつた大きな力は、憲法第九条の存在と市民の粘り強い運動であった。今、第九条を変えたり、新たな文言を付け加えたりする必要はない。日本が再び海外で戦争する国になるのは御免である。安倍前首相らによる憲法第九条

などの改悪に反対し、日本国憲法の民主主義、基本的人権の尊重、平和主義の諸原則がいかされる政治を求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、憲法第九条を変えないこと。
二、憲法の平和・人権・民主主義がいかされる政治を実現すること。

第二五号 令和二年十月二十六日受理
改憲発議に反対することに関する請願

請願者 東京都足立区 田上聰太郎

紹介議員 井上 哲士君

二〇一九年七月の参議院選挙では、改憲に賛成する勢力が三分の二を割った。有権者は、当時の安倍首相に憲法第九十六条の規定による改憲発議が可能な勢力を与えなかつた。このとき、民意が改憲について論議すべきという意思を表明したなどと全く事実に反する強弁をしていた安倍氏は、二〇二〇年九月十六日、安倍改憲に反対するごう

ごうたる世論と運動の前に病気を理由に辞任し、改憲を果たせなかつた。政治が果たすべき課題は、コロナ対策を始め山積している。世論の多くは改憲など望んでいない。菅首相が継承した安倍改憲は、日本の軍事大国化を更に進め、戦争をする国に変えようとするものである。もし第九条を始めとする自民党改憲四項目による改憲が実現すれば、日本は米国と共に世界各地での戦争や紛争に介入・参加していくことになる。事態は緊急である。国会が改憲の発議をすることも、敵基地攻撃能力の保有などという憲法に反する解釈も許さず、全ての市民の平和と人権・生活の向上のため、憲法を守り、いかすことを求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、憲法第九条を守り、平和のためにいかすこと
請願者 大阪府河内長野市 岩佐幸 外四

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二八号 令和二年十月二十六日受理
憲法第九条を守ることに関する請願

請願者 滋賀県長浜市 伊藤慈子 外四十

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二九号 令和二年十月二十六日受理
憲法第九条を守ることに関する請願

請願者 滋賀県犬上郡甲良町 川並大介

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第三〇号 令和二年十月二十六日受理
憲法第九条を守ることに関する請願

請願者 大阪市 石川浩子 外四十六名

紹介議員 岩渕 友君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二七号 令和二年十月二十六日受理
憲法第九条を守ることに関する請願

請願者 滋賀県大郡豊郷町 高橋利雄

紹介議員 井上 哲士君

日本国憲法は、おびただしい犠牲を強いた戦争への反省から平和と民主主義の願いを込めて作られた。取り分け、戦争の放棄を定めた第九条は、戦争のない世界を目指す世界の流れの先駆けとして人類的価値を持つている。しかし、今、アメリカに従つて日本を、戦争をする国にしようとする憲法第九条を変える動きが公然と強まっている。日本がなすべきことは、憲法の平和原則を日本と世界の平和に役立てることである。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、憲法第九条を守ることに関する請願

請願者 滋賀県彦根市 安井一文 外四十

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第三二号 令和二年十月二十六日受理
憲法第九条を守ることに関する請願

請願者 滋賀県東近江市 松本利寛 外四

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第三三号 令和二年十月二十六日受理
憲法第九条を守ることに関する請願

請願者 滋賀県大津市 木谷五百子 外四

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第三四号 令和二年十月二十六日受理
憲法第九条を守ることに関する請願

請願者 滋賀県大津市 木谷五百子 外四

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第三五号 令和二年十月二十六日受理
憲法第九条を守ることに関する請願

請願者 滋賀県犬上郡甲良町 川並大介

外四十六名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第三六号 令和二年十月二十六日受理

憲法第九条を守ることに関する請願

請願者 兵庫県西宮市 森岡保 外四十六

紹介議員 大門実紀史君
名

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第三七号 令和二年十月二十六日受理

憲法第九条を守ることに関する請願

請願者 滋賀県守山市 十二里久美子 外

紹介議員 武田 良介君
四十六名

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第三八号 令和二年十月二十六日受理

憲法第九条を守ることに関する請願

請願者 滋賀県近江八幡市 熊谷加津栄
外四十六名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第三九号 令和二年十月二十六日受理

憲法第九条を守ることに関する請願

請願者 滋賀県犬上郡多賀町 田辺直美
外四十六名

紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。